

経営状況分析業務委託約款

(約款の適用)

第1条 株式会社北海道経営情報センター（以下、「当社」といいます。）は、この経営状況分析業務委託約款を建設業法（昭和24年5月24日法律第百号）、建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第十四号）、及びそれらの関連各法令並びに本約款及び建設業法施行規則第19条の2の公示事項に基づくものとして定めます。これにより、当社は申請者に対し、建設業法第二十七条の二十三第2項第1号に定める経営状況分析の業務（以下、本業務といいます。）を実施します。

(契約の成立)

第2条 申請者は、当社の定める経営状況分析申請書及び添付書類（以下「申請書等」といいます。）を提出して本契約の申込みを行うこととします。当社は、申請書等の受領した日をもって本契約が成立することとします。

2 申請者は、申請に先立って、当社の定める方法により次の手数料（以下本約款において「分析手数料」といいます。）を支払うこととします。分析手数料は、13,500円（消費税込）とします。

(申請不受理通知)

第3条 当社は、申請書等を受領した場合であっても、受理できない事由がある場合には受領後7営業日以内に申請者に対し、受理できない旨通知し（以下「申請不受理通知」といいます。）、受領した申請書等を返還する場合があります。

2 当社が申請者に対し発した申請不受理通知が、申請者に到達することなく返送された場合は、宛先表記の誤記等の場合を除き、同通知を発信したときに申請者に対する申請不受理通知がなされたものとみなし、本契約は成立しないこととします。

(報告又は資料の提出)

第4条 申請者は当社に対し、建設業法第27条の24第4項に基づき、本業務を行う為に必要な情報を提供することとします。

2 前項により、当社は申請者に対し、当社の裁量において適当な報告又は資料の提出を求めることができることとします。

(変更事項の通知)

第5条 申請者は、当社が経営状況分析結果を通知するまでに、次の場合当社に対し、書面をもってすみやかに通知することとします。

- 一 商業登記事項に変更があったとき。
- 二 申請書等の添付書類等に誤りがある場合。
- 三 審査対象年度及び分析処理区分の変更がある場合。
- 四 特定調停の申請申立ておよび、任意整理等裁判所の関与しない債務整理の手続きが開始されたとき。
- 五 第11条第2項第1号及び第2号の事由が発生したとき。

(手数料の返還)

第6条 当社は、申請者から受領した分析手数料は返還しないこととします。

2 前項の規定によらず、次の場合には申請者に対し、一旦受領した分析手数料を返還します。その場合、返還の手数は申請者の負担とし、返還の手続きは当社が定めることとします。

- 一 申請者が、本契約成立前に申込を撤回したとき。
- 二 当社が、第3条により申請を不受理としたとき。
- 三 その他当社が、返還を相当と判断したとき。

(守秘義務)

第7条 当社は、本業務で知り得た内容について守秘義務を負うこととします。

2 前項に関わらず、当社は法令に基づき登録分析機関として必要な報告、資料提供等を行うことができることとします。

(経営状況分析結果通知書)

第8条 当社は、建設業法第27条の25に基づき、分析結果にかかる数値を経営状況分析結果通知書として通知することにより本業務を完了します。

- 2 当社は、本契約成立後、21日以内に前項の通知をすることとします。
- 3 当社が、特別の事情により前項に定める期間を延長する場合は、あらかじめ申請者に通知することとしますが、その場合の本業務の遅延について当社は責任を負わないこととします。
- 4 経営状況分析結果通知書の郵便等による送付の場合において、郵便不到達に関する責任を当社は負わないこととします。

(損害賠償責任と免責)

第9条 当社は、相当な注意をもって本業務を行っていたにもかかわらず、やむを得ない理由により申請者に対し生じた損害について、以下の場合には免責されることとします。

- 一 地震、水害その他天災、テロ、戦争、暴動及びこれら類似の事由による場合。
 - 二 電子計算機の構造、プログラム等の不具合に起因する場合。
 - 三 第三者による当社の関知し得ない事由による場合。
- 2 当社が損害賠償責任を負う場合、その賠償金額は当該契約成立時の分析手数料額の2倍を限度とします。

(申請者の契約の解除)

第10条 申請者が、本契約を解除する場合は、書面をもって行うこととします。ただし、当社は受領済みの分析手数料を返還しないこととします。

(当社の契約の解除)

第11条 当社は、次の場合には一定の期間を定めた催告をした上で、その期限までに当該事項が是正されない場合、本契約を解除する場合があります。その場合は書面により通知することとします。

- 一 申請者が、当社の第4条第2項に基づく要求に応じないとき。
- 二 申請者が、本契約の条項に違反したとき。
- 三 その他当社が、申請者の責に帰すべき事由により本契約の維持が困難であると判断するとき。

2 次の場合には、当社は何らの催告もなく即時に本契約を解除することができることとします。

- 一 申請者が、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算の手続き申立てを受け、または申立てをしたとき。
- 二 前号のほか、申請者が債務整理に関する裁判所の関与する手続きの申立てを行う場合や、申立てを受けることにより、支払いを停止したと認められるときや営業の廃止を行う場合。
- 3 前2項の解除による場合、当社は、申請者から受領済みの分析手数料は返還しないこととします。

(受領物品)

第12条 当社は、申請者からの受領物品を返還することなく裁量により適宜処分することとします。

2 契約の解除による場合は、解除の効力が生じた日から30日以内に限り、申請者からの請求により当社は、受領物品を返還することができるものとします。この場合の返還に要する費用は申請者の負担とします。

(信義則)

第13条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈等についての疑義を生じた場合は、申請者及び当社は、誠意をもって協議のうえ信義に則して解決するものとします。

(合意管轄裁判所)

第14条 本契約に関して紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則：本約款は令和5年6月1日より適用する。